

第 2 2 期 第 3 1 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年3月5日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	竹ヶ原 公
事 務 局	欠席委員	佐々木 信 昭
	〃	東 信 行
	事務局長	長 根 幸 人
事 務 局	主任専門員	八 島 美 奈 子
	非常勤事務員	鳴 海 留 美 子
	県 側	水産振興課
		山 形 呈 太
		澤 田 篤
下北地方水産事務所		泉 田 哲 志
	副 参 事	
	総括主幹	
	技 師	
	副 所 長	

4 提出議案

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：漁業権一斉切替えに伴う免許について（諮問）

議案第3号：特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：諮問予定案件が取り下げられた。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第31回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催の御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案3件、報告事項2件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、福田委員と堀内委員の両名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料を御覧ください。

これは、県農林水産部水産局水産振興課長からの通知文です。

件名及び本文を読み上げます。

諮問予定案件の取り下げについて。

令和6年3月5日に開催される青森県西部海区漁業調整委員会において諮問を予定していた漁業の許可の制限措置の内容等については、今回の委員会においては諮問しないこととしましたので、恐れ入りますが、よろしくお取り計らい願ひます。

以上となりますが、内容は通知文のとおりであり、詳細につきましては、この後、

県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

次に、県から経緯について説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県から、若干の説明をさせていただきます。

3月5日、本日予定しておりました西部海区の方に、海区事務局の方に私共の方から制限措置案を1件かけますよということをお伝えいたしまして、事務局の方から、会長のお名前で委員の皆様にご質問がありますということで通知されたと。

私共の方で制限措置の案の策定まで至らなかったということで、正式に知事から海区委員長あてにご質問をすることができなかったというもので、急きよ、このように取り下げますということで、会長の方に通知させていただいたところでございます。

会長、委員の皆様、事務局の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。おわびいたします。今後は、その辺、日程とかきちんとして、それから各事務所とも連携を密にして、このようなことがないように、きちんとご質問していきたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

県からの説明は以上でございます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらご願ひいたします。

ございませんか。

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、今回の議案第1号については、議案を取り下げることとしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」は取り

下げることとすることを了承いたします。

なお、県は、漁業許可及び委員会指示依頼に係る案件について、漁業関係者との調整を確実にを行い、以後において委員会の確実な運営に支障を来すことのないように強く要請いたします。

次に議案第2号「漁業権一斉切替えに伴う免許について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号に関連し、当委員会では、これまで漁場計画の変更の事前協議、漁場計画策定に係る諮問、これを受けての公聴会とその結果取りまとめの協議会を経て、漁場計画について答申を行ってきました。

一方、県では、当委員会、関係団体及び関係機関と一連のやり取りを経て、漁場計画の内容と申請期間等を公示し、これに基づく免許申請を受けて今回の諮問に至っております。

議案第2号の資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

漁業権一斉切替えに伴う免許について（諮問）。

令和5年12月1日付けで公示した青森県西部海区漁場計画について、別添一覧表のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおり、漁業法による規定に基づき諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

事務局からは以上です。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

県から補足説明がありましたらお願いいたします。

水産振興課 山形総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 山形総括主幹

それでは、議案第2号について御説明させていただきます。

漁業権一斉切替えということで、対象は陸奥湾の沿岸域になります。

この区域につきましては、現在の免許の存続期間が今月の31日までとなっておりますので、来月、4月1日からの次期免許について諮問させていただきました。

資料の一番最後、8ページを御覧ください。

参考資料として、これまでの経過等をまとめております。

1のこれまでの経過についてですが、ここの表の一番最後になりますけれども、西部海区漁場計画策定・公表、これが昨年12月1日になされております。

その際に併せて免許申請期間として、12月1日から今年の1月31日までを申請期間として設定したところでございます。

2の申請件数の方に、この期間内になされた申請件数をまとめております。

共同漁業権につきましては、計画件数36件に対し、申請件数も36件、全て現有漁業権者からの申請でございます。

それから、区画漁業権につきましては、計画件数39件に対し、申請件数が39件。現有漁業権者からの申請が38件、それから新規で1件の申請となっております。

今回の申請につきましては、一つの漁業権に対して、複数の申請がある、いわゆる競願というものはございませんでした。

3の今後の予定でございますけれども、本日諮問ということで、皆様に御審議いただき、その後、答申結果を踏まえまして、内部決裁手続きを経て、4月1日に免許するという予定で手続きを進めているところでございます。

それでは、申請内容について、簡単に説明させていただきます。

資料、戻りまして2ページを御覧ください。

免許申請内容の一覧についてでございますが、計6枚ございまして、共同漁業権が上3ページ、区画漁業権分が次の3ページとなります。

表の左の方から、公示番号、漁業種類、申請者、申請者住所、申請年月日及び受付年月日、それから漁業法第72条2項に規定する適格性の有無、一番右が水協法第50条に規定する特別決議の有無ということで、申請にあたっての要件を満たしているかどうかをまとめております。

表中の左から5列目になりますけれども、申請年月日、受付年月日を記載している欄でございますが、記載のとおり、全ての申請が1月31日までに届いております。

ということで、全ての申請が期限内になされているということになっておりました。

それから、その右の列に記載している、適格性の有無についてでございますが、これは二つございまして、漁業権の関係地区内に各申請者である組合の地区が含まれているかどうかというのが1点。それから、組合員のうち、漁業権の関係地区内に住所を有し、1年に90日以上、沿岸漁業を営む者の属する世帯が関係地区内に住所を有し、1年に90日以上、沿岸漁業を営む者の属する世帯の3分の2以上であるか。

ということが二つ目の要件ということで、いずれの要件もクリアしているかどうかを審査しているわけですが、全ての申請にマル印を表記しておりますとおり、いずれの申請につきましても、この適格性の要件は満たしておりました。

それから、一番右なんですけれども、水協法の特別決議の有無でございますが、漁業権の取得につきましては、特別決議事項とされておまして、総会において、正組合員の過半数が出席のうえ、出席した正組合員の3分の2以上の賛成をもって決議することが必要となります。

今回の申請につきましては、一番右の列にマル印、これは全ての申請についてマル印の表記がなされておりますけれども、いずれも適法な決議がなされていたということを確認しております。

以上のことから、陸奥湾沿岸域に係る漁業権につきましては、全て申請期間内に適正な手続きを経た上で免許申請がなされておりましたので、県としては、申請どおり免許すべきが相当と考えているところでございます。

説明の方は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたが、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることといたしたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第3号「特定水産資源(すけとうだら太平洋系群及びするめいか)に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を

議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号につきまして、資料を御覧願います。

県知事からの諮問文です。

件名及び本文主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年2月13日付け5水管第3048号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は、国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか、意見を求めているものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、次に県から説明をお願いいたします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 澤田技師

すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明いたします。

まず、最初に3ページ目を御覧ください。

令和6年2月13日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理

漁獲可能量については、漁業法第16条第1項において、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分のある、すけとうだら太平洋系群及びするめいかとなります。

また、すけとうだら太平洋系群及びするめいかについての数量配分は、現行水準となります。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めたいえで管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。

この数量を超えたとしても、採捕停止命令等にかかるものではありませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての説明になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

特に御質問、御意見等もないようですので、議案第3号については、諮問どおりと決定することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

まず、①の「資源管理の状況等の報告について」を県から説明をお願いいたします。

水産振興課 山形総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 山形総括主幹

それでは、報告資料1、資源管理の状況等の報告について、御説明させていただきます。

これ、昨年も行っているんですけども、漁業法の規定によりまして、漁業権の免許を受けている者は、毎年、その行使の状況を県に報告することとなっております。

その報告があった内容につきまして、県から海区漁業調整委員会の方に報告することとなっておりますので、今回、報告している次第でございます。

この報告のあった内容に基づきまして、県の方では、免許された漁場が適切かつ有効に活用されているかどうかといったあたりを判断しまして、漁業権切替えに係る計画作成の際には、この情報を基にいろいろと検討していくということになっております。

報告資料の2ページ目以降につきまして、今回、漁業権者である漁協等から、期間につきましては、令和4年分ということになるんですけども、令和4年分ということで報告があったものでございます。

大変恐れ入ります、非常に細かい表となっておりますが、西部海区の全漁業権についての一覧となっております。

2ページから5ページまでが、共同漁業権分、6ページにつきましては、区画漁業権、7ページにつきましては、定置漁業権となっております。

基本的には、各漁業権の漁業種類ごとに一行として、その報告内容を載せているんですけども、第一種共同漁業権につきましては、種類が、漁業種類が非常に多いということがありまして、まとめて採介藻として、延べの操業日数、漁獲量という形でまとめさせていただいております。

非常に細かい表となっております、恐れ入りますが、後ほど個々に御確認いただければと思います。

県からの説明は以上のおりでございます。

よろしく願いいたします。

会 長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

ございませんね。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、質問がないようですので、続いて、②の「第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会及び第31回日本海北部会の概要について」を事務局から報告をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まず、1ページ目を御覧ください。北部会からの説明をいたします。

第31回日本海北部会の概要になります。

開催日時は、令和6年2月21日水曜日、場所は、新橋において行われました。

傍聴者として、事務局長、八島主任専門員の2名が出席しております。

会議の概要になりますけれども、広域魚種の資源管理について、日本海北部のマガレイ、ハタハタ、スケトウダラ、日本海北部系群についての報告がありました。

各魚種についての状況は、記載のとおりですが、ハタハタにつきまして、山形県からこの資源状況から今の管理状況でよろしいのかどうかという質問がありました。

次に2ページ目を御覧ください。

第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要になります。

開催日は、令和6年2月22日木曜日、場所は、新橋で行われております。

出席者は、傍聴者として八島主任専門員が出席しております。

概要につきましては、(1)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示、これにつきまして、原案どおり委員会指示を発動することを決定しております。

これまでの変更点等につきましては、まず、有効期間につきましては、令和6年4月1日から7年の3月31日まで。

改正の内容になりますけれども、採捕の報告期限、現行の5日から3日に改めております。

加えて、違反者への対応方針の改正が行われております。

委員会指示違反が確認された場合、直ちに裏付け命令の申請ができるように、違反者に対して対応するように改めております。

以下、(2)から(4)につきましては、省略させていただきます。

(5)のその他になりますけれども、TAC魚種の拡大に向けた検討が行われております。時期につきましては、記載のとおりです。

次に②になりますけれども、令和6年度の資源管理関係の予算については、記載のとおりとなっておりますが、これは、あくまでも当初予算の要求額ということになります。

国会で、審議、決定された後に、また補正予算等によって追加される場合がございますので、記載の内容は、あくまでも要求額ということになります。括弧は、前年度の予算額ということになります。

事務局からは以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

特に御質問等もないようですので、これで議事を全て終了し、これをもちまして、第22期第31回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時56分